萌える海藻！鳥取県の豊かな海を育む大作戦応援企業等認定要綱

（目的）

第１条　この要綱は、萌える海藻！鳥取県の豊かな海を育む大作戦の活動により認証されたJブルークレジットⓇ（以下「鳥取県Jブルークレジット」という。）を購入した企業又は団体を「萌える海藻！鳥取県の豊かな海を育む大作戦応援企業」又は「萌える海藻！鳥取県の豊かな海を育む大作戦応援団体」として認定し、鳥取県Jブルークレジットの普及促進を図り、企業等と連携した漁場環境保全及び地球温暖化防止を推進することを目的として定めるものである。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（１） 萌える海藻！鳥取県の豊かな海を育む大作戦

　　鳥取県の豊かな海を育む協議会（構成員：鳥取県、鳥取県漁業協同組合、田後漁業協同組合、赤碕町漁業協同組合、（公財）鳥取県栽培漁業協会）による自然基盤（自然海岸、自然海域）及び人工基盤（構造物、養殖施設等）におけるCO2吸収量の増加、維持、減少抑制活動

（２） ＪブルークレジットⓇ

ジャパンブルーエコノミー技術研究組合により認証されたCO2吸収量

（３） 鳥取県Jブルークレジット

JブルークレジットⓇのうち、萌える海藻！鳥取県の豊かな海を育む大作戦の活動により認証されたJブルークレジットⓇ

（４）鳥取県の豊かな海を育む大作戦応援企業等

企業、企業以外の法人又は団体のうち規約及び代表者を定めたもの（以下「企業等」とする。）のうち第４条の規定による認定を受けたもの

（認定の申請）

第３条　知事は、企業等であって次条第１項の要件に適合すると認められるものを、その申請により、鳥取県の豊かな海を育む大作戦応援企業等（以下「応援企業等」とする。）として認定することができる。

２　前項の認定を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第１号）を知事に提出するものとする。

（認定）

第４条 知事は、前条第１項の申請があった場合には、内容を審査し、申請者が鳥取県Jブルークレジットを購入した企業等に該当すると認めたときは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、応援企業等として認定するものとする。

（１）当該企業等の活動が法令等に違反している場合

（２）当該企業等の活動が公序良俗に反している場合

（３）その他当該企業等を認定することにより社会的な信頼性を損なう恐れがある場合

２　知事は、前項の規定により認定をするときは、次条第１項の規定により認定を取り消された場合には認定証を知事に返納する旨の条件を付して通知するとともに、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

（１） 認定番号

（２） 申請者の名称及び事務所の所在地

（３） 認定日

３ 知事は、第１項の規定により認定したときは、前項各号に掲げる事項をインターネット上の鳥取県公式ホームページ「とりネット」に掲載し、公表するものとする。

（認定の取消し）

第５条 知事は、応援企業等が第４条第１項に規定する認定の要件を欠くと認める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、認定を取り消すことができる。

（１） 応援企業等が、法令、条例又は他の規則に違反した場合

（２） 応援企業等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団である場合

２ 知事は、前項の規定により認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ理由を付して当該企業等にその旨を通知し、認定証の返納を求めるものとする。

３ 前項の通知に異議がある企業等は、通知を受けた日から３０日以内に知事にその旨を申し出ることができる。

４ 知事は、前項の申出を受けたときには、調査を実施するものとする。

５ 知事は、前項の調査により認定の取消しが適当と判断したときは、その旨を通知し、当該企業等に認定証の返納を求めるものとする。

（所掌）

第６条 この要綱に関する事務は、鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課において所掌する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は鳥取県農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和６年６月４日から施行する。

（様式第１号）

萌える海藻！鳥取県の豊かな海を育む大作戦応援企業（団体）認定申請書

　　年　　月　　日

鳥取県知事　　　　　　　　　　　　　　　　　様

萌える海藻！鳥取県の豊かな海を育む大作戦応援企業等認定要綱第３条第１項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ふりがな）  名　称 |  | |
| 事務所の所在地 | 〒 | |
| 代表者職氏名 |  | |
| 事業内容  （業種等） |  | |
| 従業員等数 | 人 | |
| 担当者職氏名 |  | |
| 連絡先 | （電　話） |  |
| （ファクシミリ） |  |
| （Eメールアドレス） |  |
| Jブルークレジット  購入量 | Jブルークレジット購入量：　　　　　　　　　　　　　　　トン  （プロジェクト名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |

* JブルークレジットⓇ購入承諾書兼ご請求書（写）を添付してください。